

## 令和2・3年度に使用する大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の50周年記念封筒への広告掲載の募集について

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）は、創設50周年のPRのコスト削減のため、令和3年度の創設50周年の期間に使用する広報用ロゴ入り封筒の裏面を活用し、有料広告を掲載していただく民間企業等（以下「広告主」という。）を募集します。

### 1. 広告媒体

機構（注）が、その業務に使用するために調達する表1に示す封筒に広告とします。

使用期間は令和3年2月1日から令和4年3月31日発送分までを予定します。

なお、今回の調達以前に調達した旧版の封筒が使用される場合もあります。また、調達した封筒が令和4年4月1日以降に使用される場合もあります。

（注）J-PARCセンターに係る業務では必ずしも使用はされません。

表1 使用する封筒

封筒の種類	長形3号封筒	角形2号封筒
広告掲載場所	裏面下部 (縦6cm以内、横8cm以内)	裏面下部 (縦8cm以内、横10cm以内)
広告刷り色	カラー	カラー
印刷枚数	4,000枚	10,000枚
封筒への記載事項	表面には機構の50周年記念事業のロゴ、記念事業寄附のお願い等を表記します。(別紙1参照) 枠外に次の旨を表記します。 ・「広告内容に関するお問合せは、直接広告主にお問い合わせ願います。」 ・「機構では創設50周年事業推進のため、公募選考のうえ、企業等の広告を掲載しています。」	
封筒の主な使用先	全国の学校(小・中・高等学校、国公私立大学、大学共同利用機関法人、研究機関、国、地方自治体、契約先企業・団体、教職員・学生など) また、使用済封筒の一部については、機構内相互間の事務連絡用としてリサイクル活用(複数回の再利用)しています。	

### 2. 広告の企画及び枠数

#### (1) 広告の企画要件

別添の大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構広告掲載取扱要領第3条の「広告掲載を行うことができる者の要件」及び同第4条に定める「広告掲載の基準」に合致するものとします。

## (2) 広告の枠数

長形3号封筒1枠、角形2号封筒2枠とします。ただし、これらの両方に申し込みすることもできます。また、角形2号封筒2枠に申込み、併せて1つの広告とすることもできます。

## 3. 申込みの時期及び方法

申込期間 令和2年10月8日（木曜日）～令和2年12月2日（水曜日）

申込方法 別紙様式1の様式に記入のうえ郵送又は電子メールにて申し込みください（郵送の場合は当日消印有効）。

申込に要する費用は、応募者の負担とします。

### 申込先

（郵送）〒305-0801 茨城県つくば市大穂1-1

大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構  
研究支援戦略推進部 未来基金事業推進チーム 宛

（電子メール） [KEK-MIRAI@post.kek.jp](mailto:KEK-MIRAI@post.kek.jp)

## 4. 広告掲載料の基準となる金額

- ① 広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形3号封筒は3万5千円以上、角形2号封筒は1枠5万円以上（消費税及び地方消費税を含む）とします。
- ② 決定された広告主は、指定する期日までに印刷データを提出してください。印刷データを作成するアプリケーションの指定はありませんが、出力見本（PDF, JPEG）を一緒に提出してください。
- ③ 印刷データを広告主が作成できない場合はご相談ください。決定された広告主は、広告掲載料を機構が発行する請求書により指定する期日までに納入しなければなりません。
- ④ 納入された広告掲載料は、返還しません。ただし、広告主の責に帰さない事情により広告掲載を中止したときは、その一部又は全部を返還する場合があります

## 5. 広告内容の説明、会社概要その他の申込みに必要となる事項

別紙2の様式に記載したとおり。

## 6. 広告可否の決定の通知方法

機構は大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構広告掲載取扱要領第8条の規定により広告掲載の可否を決定し、別紙3の決定通知書を申請書に記載されるメールアドレス先に結果を送付します。

7. その他必要と認める事項

「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構広告掲載取扱要領」は別紙4のとおりです。

本件連絡先 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構  
研究支援戦略推進部 未来基金事業推進チーム  
竹内 又は 中庭 029-879-6231  
KEK-MIRAI@post.kek.jp

(別紙1)

## 50周年の封筒デザイン


### 1. 角形2号封筒

(表面)




(表面)

KEK 50th Anniversary 2021




これはイメージです。ここに広告が入ります。W100×H80.



未来商事

これはイメージです。ここに広告が入ります。  
W100×H80.これはイメージです。



未来を切り拓く

未来加速器株式会社

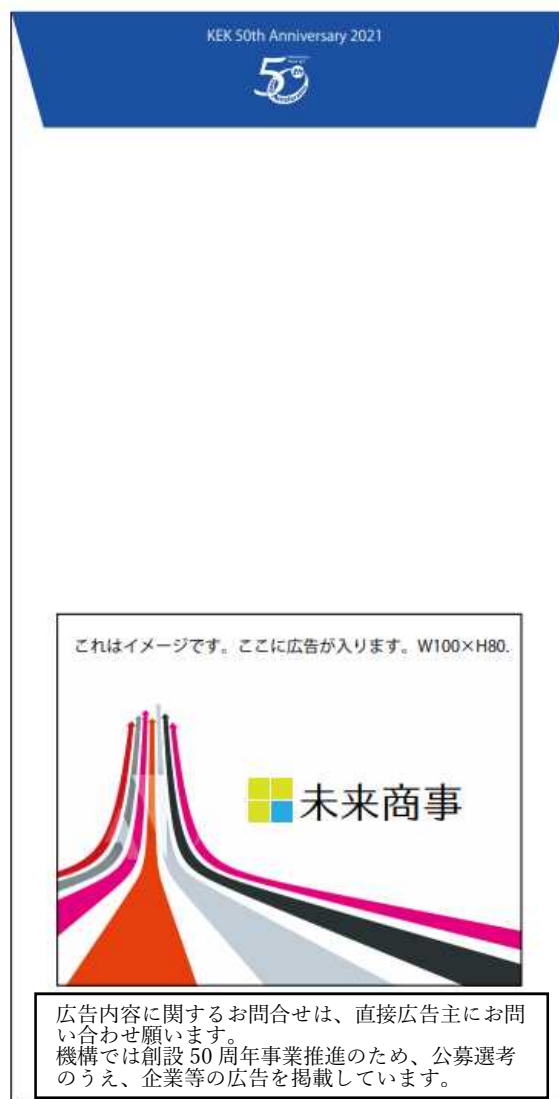
広告内容に関するお問合せは、直接広告主にお問い合わせ願います。  
機構では創設 50 周年事業推進のため、公募選考のうえ、企業等の広告を掲載しています。

長形 3 号封筒

(表面)



(裏面)



(別紙2) 様式

令和 年 月 日

大学共同利用機関法人  
高エネルギー加速器研究機構  
研究支援戦略推進部長 殿

申請者 住所 (所在地)

〒

氏名 (団体の場合は、名称及び代表者名)

### 広告掲載申込書

「令和2・3年度に使用する大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の50周年記念封筒への広告掲載の募集について」に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

なお、広告掲載に当たっては、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構広告掲載取扱要領」に掲げる事項を遵守するとともに第3条に掲げる者でないことを誓約します。

### 記

#### 1. 広告掲載媒体名及び希望枠数

長形3号封筒 \_\_\_\_\_ 枠

角形2号封筒 \_\_\_\_\_ 枠

#### 2. 広告掲載料

円 (長型3号封筒 1枠分)

円 (角型2号封筒 枠分)

#### 3. 広告掲載の内容 (広告の仮原稿等イメージのわかるものを添付)

#### 4. 連絡先

(1) 担当部署及び担当者氏名

(2) 電話番号及びFAX番号

(3) 電子メールアドレス

5. 添付書類

(1) 広告図案 (広告の仮原稿等掲載イメージのわかるもの)

(2) 会社概要

①会社の事業内容

②会社のホームページの URL



(別紙3)

令和 年 月 日

殿

大学共同利用機関法人  
高エネルギー加速器研究機構

広告掲載可否通知書

令和 年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

1. 掲載の可否 掲載する 掲載しない

(以下は掲載が可とされた者のみ)

2. 掲載の内容 長形3号封筒 枠 角形2号封筒 枠

3. 広告掲載料 円(税別)

4. 版下原稿提出期限 令和 年 月 日

5. 版下原稿提出先

6. 広告掲載料納入期限 請求書に記載のとおり

(注意事項)

- ・ 広告掲載料は本機構が後日発行する請求書によりお支払いください。
- ・ 版下原稿の作成費用は広告主の負担となります。
- ・ 提出する版下原稿は完全版下とし、電子媒体で提出してください。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
広告掲載取扱要領

令和2年9月28日  
制 定

(趣旨)

第1条 この要領は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下、「機構」という。）が発行又は発信する情報媒体その他の機構の資産に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載は、機構の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広報誌、冊子類、封筒等の印刷物、ウェブサイトその他の機構の資産のうち民間企業等の広告を掲載、掲出又は挟み込むことが可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載、掲出又は挟み込むこと

(広告掲載を行うことができる者の要件)

第3条 広告掲載を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業を営む者
- (5) 機構から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中の者
- (6) 国、自治体等から違法または不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中の者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者
- (8) その他次に掲げる商品またはサービスを取扱う者

- ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
- イ 鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- ウ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関するもの
- エ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
- オ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- カ 消費者金融に関するもの
- キ たばこに関するもの
- ク アルコール飲料に関するもの
- ケ 賭博に関するもの
- コ 法令等による規制の対象となっていないが、社会的に問題となっているもの

（広告掲載の基準）

第4条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあるものは、広告掲載の対象としない。

- （1）法令等に違反するもの
- （2）公の秩序又は善良の風俗を害するもの
- （3）基本的人権を侵害するもの
- （4）政治性又は宗教性があるもの
- （5）社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- （6）個人又は法人の名刺広告
- （7）内容又は責任の所在が不明確なもの
- （8）虚偽若しくは事実と異なる内容を含む、又は事実を誤認させるおそれがあるもの
- （9）比較広告
- （10）青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- （11）その他掲載する広告として適当でないと機構長が認めるもの

2 前項に規定する広告掲載の対象としない広告の具体例は、別表第1のとおりとする。

（広告の募集）

第5条 広告の募集に当たっては、次の各号の条件を明確にした上で、財務部長の定める委員会において了承を得たのち、ホームページ等により広く広告掲載を希望する民間企業等を募集するものとする。

- （1）広告媒体
- （2）広告の規格及び枠数
- （3）申込みの時期及び方法
- （4）広告掲載料の基準となる金額
- （5）広告内容の説明、会社概要その他の申込みに必要となる事項

(6) 広告可否の決定の通知方法

(7) その他必要となる事項

(広告掲載料の基準額)

第6条 広告掲載の種類に係る広告掲載料の基準となる金額については、財務部長が定める委員会にて定めるものとする。

(広告掲載料及び広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する民間企業等は、広告掲載料として、第5条第4号に定める広告掲載料の基準となる金額以上の額を設定した上で、広告の募集の際に定める申込書により申し込むものとする。

(広告の選定)

第8条 機構は、第5条による募集に対し申込みを受けたときは、第6条に定める委員会にてこれを審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 民間企業等の広告掲載の申し込みが、第5条第2号の規定により、募集した枠数を越えた場合には、前項の審査に加えて、民間企業等が設定する広告掲載料等についても考慮して、当該広告掲載の可否を決定するものとする。広告掲載料が同額である場合で可否を決定することが困難な場合には、機構職員にくじを引かせ決定する。

3 機構は、広告掲載の申込者に対し、審査の結果について通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載が決定した民間企業等（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を機構が発行する請求書により指定する期日までに納付するものとする。

2 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告掲載料の納付後、機構の責めに帰すべき事由により、広告掲載を中止した場合は広告掲載料を返還する。

3 広告掲載料を返還する場合、利子は付さない。

(広告掲載の取消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を直ちに取消することができるものとする。

(1) 広告主が機構の信用を失墜させ、業務を妨害し、または事務を停滞させた場合

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なう不祥事を起こした場合

(3) 広告主が倒産又は破産等をした場合

(4) 広告主が広告掲載の取り下げを申し出た場合

(5) 申込み後において、広告主が第3条各号のいずれかに該当することとなった場

合

2 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合（前項各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、広告主に対し、文書により、一定の期間を定めて改善すべき旨を催告するものとする。この場合において、当該期間内に改善されなかったときは、機構は広告掲載を取り消すことができるものとする。

（1）指定する期日までに広告掲載料の納付がない場合

（2）指定する期日までに広告の版下原稿の提出がない場合

（3）その他機構が広告掲載に関し、広告主に改善を求めることが相当であると認められた場合

3 機構は、第1項及び前項の規定により広告掲載を取り消したときは、文書により広告主に通知するものとする。

（広告主の責務等）

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等により第三者の権利を侵害してはならない。

3 広告主は、広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理を完了しておかなければならない。

4 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

5 広告の作成費用は広告主が負担する。

6 広告主は著作権等関係法令の確認及び必要な手続きを行わなければならない。

7 広告掲載後において、機構が前条の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主は前条第3項に定める通知を受けた日から1週間以内に、広告主の負担において当該広告媒体の回収、消去その他の必要な措置を行わなければならない。

（広告掲載の付記事項）

第12条 広告主は、民間企業等の広告であることが明確にわかる内容の広告を作成するものとし、必要に応じて広告の内容に係る責任の帰属に関することその他の必要な事項を付記するものとする。

（広告の提供）

第13条 機構は、完成した広告媒体1部を広報室に提供するものとする。ただし、ウェブサイトへの広告掲載等、現物の提供が難しい場合は、当該ウェブサイトのアドレスや当該広告媒体を撮影した写真等を提供するものとする。

（雑則）

第 14 条 本要領の改定等については財務部主計課で行う。また、広告掲載に関する必要な事項及び事務担当は別に定める。

別表第 1 (第 4 条第 2 項関係)

掲載しない広告の内容	具体例
(1) 法令等に違反するもの	ア 法令等により、製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品またはサービスを提供するもの イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの	ア 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの オ 射幸心をあおる表示又は表現 カ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
(3) 基本的人権を侵害するもの	ア 他の者をひぼう、中傷、名誉棄損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
(4) 政治性又は宗教性があるもの	ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。） イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。） ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（宗教団体の広告を含む。）
(5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの	ア 個人又は団体の意見広告 イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの

(6) 個人又は法人の名刺広告	－
(7) 内容又は責任の所在が不明確なもの	<p>ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの</p> <p>イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法又は返品条件等が不明確なもの</p> <p>ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの</p> <p>エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの</p>
(8) 虚偽若しくは事実と異なる内容を含む、又は事実を誤認させるおそれがあるもの	<p>ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現(合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。)</p> <p>イ 誇大な表現を含むもの</p> <p>ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの</p> <p>エ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの</p> <p>オ 他人名義の広告</p> <p>カ 粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの</p> <p>キ その他消費者を誤認させる表示又は表現(編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。)</p>
(9) 比較広告	<p>ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの</p> <p>イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの</p>
(10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの	<p>ア 水着姿又は裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの</p>

	<p>イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現</p> <p>ウ 残酷な描写その他の善良な風俗に反するような表現</p> <p>エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>オ ギャンブル等を肯定するもの</p> <p>カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p>
<p>(11) その他掲載する広告として適当でないと機構長が認めるもの</p>	<p>ア 本機構が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの(本機構が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。)</p> <p>イ 品位を損なう表現のもの</p> <p>ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの</p> <p>エ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの</p> <p>オ 投機を著しくあおる表現のもの</p> <p>カ 債権取立て、示談引受け等に関するもの</p> <p>キ 占い、運勢判断等に関するもの</p> <p>ク 通貨又は郵便切手の複写の使用</p> <p>ケ 謝罪、釈明等に関するもの</p> <p>コ 尋ね人、養子縁組等に関するもの</p> <p>サ 人事募集又は解雇広告に関するもの</p> <p>シ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの</p> <p>ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの</p> <p>セ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの</p> <p>ソ 懸賞等の景品類を提供するものやクーポン付きのもの</p> <p>タ 社会的に不適切なもの</p> <p>チ その他掲載する広告として適当でないと機構長が認めたもの</p>